

野田看護専門学校学生に関する懲戒規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、千葉県立野田看護専門学校管理規則第12条及び千葉県立野田看護専門学校学則第35条に規定する学生の懲戒について、適正かつ公正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(基本的指針)

第2条 学生に対する懲戒は、懲戒対象の行為の態様、結果、影響等総合的に検討し、学生に課せられる不利益を必要な限度にとどめるなど、教育的配慮を加えた上で行わなければならない。(懲戒の対象行為)

第3条 校長は、次の各号の一に該当する行為を行った学生（以下「当該学生」という。）に対して懲戒を行う。

- (1) 犯罪行為及びその他の違法行為
- (2) ハラスメント等の人権を侵害する行為
- (3) 試験等における不正行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 学則その他本校の諸規程に違反する行為
- (6) 本校の名誉又は信用を著しく傷つける行為
- (7) その他学生としての本分に反する行為

(懲戒の内容)

第4条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 学生の行った非違行為を戒めて事後の反省を求め、今後そのようなことのないよう文書により行う。
 - (2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び教科外活動を禁止する。
 - (3) 退学 学生としての身分を失わせる。この場合、再入学は認めない。
- 2 停学の期間は無期又は有期とし、無期の停学とは、期限を付さずに命じる停学をいい、有期の停学とは、3月以内の期限を付して命じる停学をいう。

(その他の教育的措置)

第5条 校長は、前条に規定する懲戒のほか、教育的措置として口頭による特別指導を行うことができる。

- 2 特別指導は、嚴重注意及び謹慎とする。
- 3 謹慎の期間は、問題行動の内容及び学生の反省状況並びに当該学生の登校により、本校の教育に不要な混乱が生じるおそれ等を考慮し、教育的見地から5日の範囲内でその都度定める。
- 4 自宅謹慎の期間は、停学の期間に算入できるものとする。

(懲戒の量定)

第6条 懲戒処分の量定は、別表に定める懲戒処分の標準例（以下「標準例」という。）に準拠し、次に掲げる事項を基礎に、行為者の状態等並びに行為の悪質性及び重大性を総合的に判断して行う。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の別及びその程度
- (3) 過去の非違行為の有無
- (4) 日常における生活態度及び非違行為後の対応

2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、標準例に定める処分を加重軽減することがある。また、標準例に掲げられていない非違行為についても、標準例に照らして判断し、相当の懲戒処分を行うことがある。

(悪質性及び重大性の判断)

第7条 悪質性及び重大性の判断は、次のとおりとする。

(1) 悪質性については、当該学生の主観的態様、当該非違行為の性質、当該非違行為に至る動機等により判断する。

(2) 重大性については、当該非違行為により被害を受けた者の精神的被害を含めた被害の程度、当該非違行為が社会に及ぼした影響等により判断する。

(事案の報告)

第8条 学生による事件事故が発生した場合、当該学生が所属する学科長等は、その内容を速やかに校長に報告しなければならない。

(懲戒処分の決定)

第9条 校長は、前条の報告書に基づき運営会議に付し、懲戒の要否及び処分の内容を決定する。

2 校長は、報告書の内容に疑義があるときは、学科長等に説明を求め、さらに再調査を行うことを指示することができる。

(懲戒処分の通知)

第10条 懲戒処分は、校長が、懲戒処分を受ける学生に対して、懲戒処分通知書を交付して行う。

2 校長は、懲戒処分を行ったときは、懲戒処分を受ける学生の保証人に、その旨を通知する。

(懲戒処分の効力)

第11条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を交付したときから発生するものとする。

(再審査請求)

第12条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、懲戒処分書を交付された日から起算して10日以内に、校長に対して、保証人との連盟で再審査請求書により再審査を請求することができる。

2 校長は、再審査の必要があると認めたときは、学科長等に対し再調査を指示する。

3 校長は、再審査の必要がないと認めたときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知する。

4 校長は、再審査の結果について、速やかに文書により当該学生に通知する。

5 校長は、再審査の結果により、第9条第1項による懲戒処分の決定内容と異なる決定をした場合は、再度、第10条に定める手続きを行う。

(停学期間の短縮及び解除)

第13条 学科長等は、当該学生の反省の度合い等を勘案し、学科会議を経て、校長に無期の停学の解除又は有期の停学の期間の短縮を申し出ることができる。

2 校長は、学科長等からの申し出に基づき、当該停学の解除の時期又は期間の短縮を決定することができる。ただし、無期の停学の解除の時期は、当該停学の開始の日から起算して3月未満の日とすることはできない。

(懲戒処分に関する記録)

第14条 懲戒処分を行ったときは、その内容を学籍簿に記録する。ただし、本学が発行する証明書等にはその内容を記載しないものとする。

(学籍の異動)

第15条 懲戒に関し、事実調査を行っている学生から、懲戒処分の決定前に、退学又は休学の申し出があったときは、状況に応じこの申し出を受理しない。

2 休学中の学生が停学処分となったときは、当該学生の停学期間中の休学を認めないことができる。

(教務上の措置)

第16条 単位認定に係る試験における不正行為により、停学処分を受けた学生の教務上の措置は、不正行為を行った科目は不合格(0点)とする。

(停学期間中の指導)

第17条 学科長等は、停学期間中の学生に対して定期的に面談及び指導を行わなければならない。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に行った学生の行為に対する懲戒処分の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)
懲戒処分の標準例

区分	行為の内容	懲戒の標準
犯罪行為	殺人、強盗、強姦等の凶悪な犯罪行為又はその犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又は訓告
	痴漢行為(覗き見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。)、 ストーカー行為	退学、停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用等でネットワーク上の不正行為	退学、停学又は訓告
交通事故等	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は訓告
試験等	本校が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学又は訓告
	本校が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
非違行為	インターネット上の書き込み等により、個人情報等の流失や誹謗中傷などにより本校の名誉及び信用を著しく傷つけた行為	退学、停学又は訓告
	本校の教育活動又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本校が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学又は停学
	すみれ寮内での著しく不適切な行為	退学、停学又は訓告
	本校内での不純行為	退学、停学又は訓告
	本校が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	停学又は訓告
	本校職員及び関係者に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓告
	キャンパス・ハラスメント、いじめ等人権侵害に当たる行為	退学、停学又は訓告
	飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は訓告
	未成年者と知りながら飲酒を強要した場合	停学又は訓告
無許可で悪質な販売行為及び勧誘行為	停学又は訓告	

